

子ども・子育て支援対策調査特別委員会 報告資料

令和4年8月24日

| 報告事項件名 | 頁 |
|-----------------------------|---|
| 1 欠食児童・生徒への支援について | 2 |

(政策経営部)

子ども・子育て支援対策調査特別委員会報告資料

令和4年8月24日

| | |
|--------------|--|
| 件名 | 欠食児童・生徒への支援について |
| 所管部課名 | あだち未来支援室子どもの貧困対策・若年者支援課 学校運営部学校支援課、こども支援センターげんき教育相談課 |
| 内容 | <p>家庭で朝食が提供されず、学校生活に支障が生じている児童・生徒に対して、学校内での補助食提供を通じた支援体制を構築する。</p> <p>1 対象児童・生徒 朝食の欠食等により体調が優れないなど、支援を必要と判断した児童・生徒（担任や養護教諭等が状況を確認し判断） 例）・ 登校時にふらふらするなど学校生活に影響する ・ 朝礼時や体育（水泳時等）に貧血で倒れてしまう 等</p> <p>2 支援方法 (1) 補助食の提供 学校管理の予算から必要に応じた軽食を購入（事前購入含む）し、学校にて対象者に提供する。購入に要した費用は、「あだち子どもの未来応援基金」を充当する。 (2) 児童・生徒の状況確認 朝食の欠食等により体調が優れない等の状況が継続した場合、子どもと保護者の関係性を留意しつつ、家庭環境に応じて本人・保護者に確認する。</p> <p>3 継続的な見守り・支援 家庭や子どもの状況から継続的な支援が必要な場合、支援機関に繋ぎながら、個に応じた支援を行う。 (1) 校内委員会等での協議 担任の持つ情報に加え、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの見立てを校内で共有して支援方針を決めるなど、組織的な見守り体制を構築する。 (2) 既に支援機関に繋がっている児童・生徒支援機関の担当者に情報提供し、校内での対応を協議する。 (3) 家庭に養育困難が疑われる場合 校内委員会等で決定した支援方針を伝えた上で、支援機関に繋ぐ（支援機関…各福祉課、こども支援センターげんき等）。</p> <p>4 実施時期 令和4年9月1日より ※ 8月中も対応可</p> |
| 問題点 今後の方針 | 当事業の対象者は、あだちっ子フードプロジェクト(夏休み期間中の食の支援)の対象者(令和4年度175名)と重複する可能性がある。見守りが必要な児童・生徒には、長期休業明けの継続した支援に繋げていく。 |